

東京新聞 2017年4月1日

国連総会採択で反対 平和への権利宣言 政府「議論に参画」 政府は三十一日、昨年十二月の国連総会で採択された「平和への権利宣言」決議に日本が反対した理由について「理念については賛同できるものの、十分な審議を経ずに採択されることは遺憾であること等から反対票を投じた」とする答弁書を閣議決定した。民進党の大西健介衆議院議員の質問主意書に答えた。	平和への権利宣言は、すべての人が「平和を享受する権利を有する」と明記。昨年十二月十九日の国連総会で、百三十一カ国の賛成で採択された。三十四カ国が反対した。日本政府は議論の過程で、全会一致を目指すよう求めていた。
宣言を巡る今後の政府の対応については「決議に基づく国際的な議論に参画していく所存」とした。	日本の非政府組織「平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会」の笹本潤事務局長は、答弁書について「消極的な内容だが、核兵器禁止条約の制定交渉のように（日本が）参加しないという対応もあるのだから、今後議論に参加していくと表明していることはプラスだ」と述べた。

2017年3月31日、日本政府が「平和への権利宣言」採択の際に反対票を投じた理由を述べた答弁書が閣議決定されました。

2017年3月23日、民進党所属の衆議院議員である大西健介議員が「『平和への権利宣言』に関する質問主意書」を内閣に提出しました。

質問内容)

昨年12月19日の国連総会において、第一条で「すべての人は、すべての人権が保障され、発展が実現するような平和を享受する権利を有する」ことを定めた「平和への権利宣言」が採択されたことを踏まえ、

- 一、立案段階で、日本のNGO「平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会」が「全世界の国民が、平和のうちに生存する権利を有する」との日本国憲法前文を伝え、宣言にも生かされることとなった。にもかかわらず、我が国が反対にまわった理由を明らかにされたい。
- 二、今後は、「平和への権利宣言」を具体化する国際条約を制定していくこととなるが、我が国は、憲法の内容から積極的にこれをリードしていくべきと考えるが政府の見解は如何。

これによる、内閣からの答弁書は、

答弁書内容)

「衆議院議員大西健介君提出『平和への権利宣言』に関する質問に対する答弁書」

一について

第七十一回国連総会において採択された御指摘の「平和への権利宣言」に関する決議については、我が国として「平和への権利」の理念については賛同できるものの、十分な審議を経ずに採択されることは遺憾であること等から反対票を投じた。

二について

御指摘の「今後は、『平和への権利宣言』を具体化する国際条約を制定していくこととなる」の根拠が必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「平和への権利宣言」に関する決議に基づく国際的な議論に参画していく所存である。